

特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

クレーン運転業務の特別教育

●講習期間 / 2日間 (学科1日目9:00~17:30 実技2日目9:00~16:30)

次に掲げるクレーンの運転の業務に必要な教育です。

イ. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

ロ. つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

2日目(※付)が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

5月例：5月23・24日→5月23・25日
→5月23日・26日

※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市セツ島)

定員 最大定員

講習日	令和4年5月23日(月)・24日(火) [※]	15名	50名
受付日	令和4年4月25日(月)~4月28日(木)		
講習日	令和4年7月25日(月)・26日(火) [※]	15名	60名
受付日	令和4年6月27日(月)~7月1日(金)		
講習日	令和4年8月29日(月)・30日(火) [※]	15名	60名
受付日	令和4年8月1日(月)~8月5日(金)		
講習日	令和4年10月24日(月)・25日(火) [※]	15名	60名
受付日	令和4年9月26日(月)~9月30日(金)		
講習日	令和4年11月28日(月)・29日(火) [※]	15名	60名
受付日	令和4年10月31日(月)~11月4日(金)		
講習日	令和5年1月30日(月)・1月31日(火) [※]	15名	60名
受付日	令和5年1月4日(水)~1月6日(金)		
講習日	令和5年3月6日(月)・7日(火) [※]	15名	50名
受付日	令和5年2月6日(月)~2月10日(金)		

クレーンの分類

- クレーン
 - 天井クレーン
 - ジブクレーン
 - 橋形クレーン
 - アンローダ
 - ケーブルクレーン
 - テルハ
 - スタッカークレーン

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ⇨ 17,080円
- ・ 一般 ⇨ 20,380円

- 内訳・受講料
 - 会員 ⇨ 15,400円
 - 一般 ⇨ 18,700円
 - ・ テキスト代 ⇨ 1,680円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科
 - (1)クレーンに関する知識 (3時間)
 - (2)原動機及び電気に関する知識 (3時間)
 - (3)運転に必要な力学に関する知識 (2時間)
 - (4)関係法令 (1時間)
- 実技
 - (1)クレーンの運転 (3時間)
 - (2)運転のための合図 (1時間)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

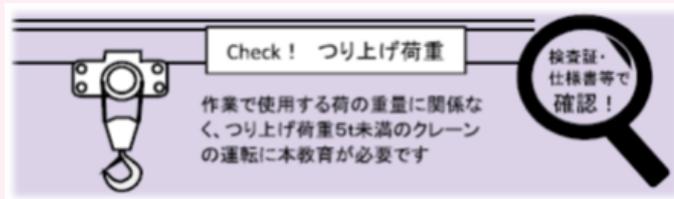
満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習 (P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。



【クレーンの運転資格】

つり上げ荷重		5トン以上			5トン未満	5トン以上	
運転操作するクレーン		クレーン(含無線操作式)	デリック	床上運転式クレーン	床上操作式クレーン	跨線テルハ	
運転者の資格	クレーン・デリック運転士免許	○	○	○	○	○	
	クレーン 運転士限定免許	クレーン	○		○	○	○
		床上運転式クレーン			○	○	○
	床上操作式クレーン運転技能講習修了				○	○	
	クレーン運転特別教育				○	○	
	クレーン運転士免許(旧免許)	○		○	○	○	
	クレーン運転士限定免許 [床上運転式クレーン](旧免許)			○	○	○	
デリック運転士免許(旧免許)		○					